

## 独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針（平成22年12月7日 閣議決定）

（各独立行政法人について講ずべき措置）

文部科学省	大学評価・学位授与機構
-------	-------------

### 【事務・事業の見直し】

事務・事業	講ずべき措置	実施時期	具体的内容
01 認証評価事業 （大学等の教育研究等の総合的状況に関する評価）	民間評価機関による事業実施の検討	22年度以降実施	民間評価機関による事業の実施に向けて、関係者の意見調整を図り、考え方を整理する。平成23年度から評価手数料を引き上げ、他の事業との経費を区分して収支を明らかにすることで、民間評価機関とのイコールフットディングを図る。
02 認証評価事業 （専門職大学院の教育研究活動等の状況に関する評価）	民間評価機関による事業実施の検討	22年度中に実施	民間評価機関を含む関係者による公開の検討の場を設け、対応を検討し、結論を得る。
03 国立大学法人評価（中期目標期間の評価）における教育研究評価	機構が業務を独占しない評価の在り方の検討	22年末までに実施	機構が業務を独占しない評価の在り方について対応を検討する。
	運営体制の見直し	23年度から実施	運営体制の見直し（人員減）等により事業費を縮減する。
04 学位授与事業	自己収入の拡大	23年度から実施	省庁大学校の課程修了者に対する学位授与については、国費を投入しない。
05 調査及び研究	事業の効果的・効率的な実施	22年度から実施	引き続き事業の効果的・効率的な実施を図る。
06 情報の収集・整理・提供	既存の大学情報データベースの廃止	23年度から実施	既存の大学情報データベースについては廃止する。

### 【資産・運営等の見直し】

講ずべき措置	実施時期	具体的内容
07 事務所等の見直し	23年度中に実施	国立特別支援教育総合研究所、物質・材料研究機構、教員研修センター、国立高等専門学校機構の事務所等を集約・共用化することとし、国立大学財務・経営センターとともに本法人が保有する学術総合センターの一部を提供する。